

平成 18 年 1 月 23 日

内閣府国民生活局

消費者団体訴訟制度検討室 御中

全 国 銀 行 協 会  
業 務 部

「消費者契約法の一部を改正する法律案（仮称）の骨子」に対する  
全銀協意見書について

今般、当協会では、標記法律案骨子に対する意見を別紙のとおりとりまとめ  
ましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 18 年 1 月 23 日

「消費者契約法の一部を改正する法律案（仮称）の骨子」に対する意見

全国銀行協会

当協会では、先に公表された標記法律案の骨子について、下記のとおり意見を述べさせていただきますので、法律案作成の際にご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「第2 制度の内容」の「1 差止請求権」について（1 ページ）

【意見】

差止請求の対象をできる限り明確化していただきたい。

（理由）

- (1) 差止請求の対象としては、事業者の不当な行為として、不当な勧誘行為と不当契約条項を含む契約締結行為、の2つがあるものと理解しているが、については不実行為等の特定態様の勧誘行為を差止めるとはどういうことか不明確であり、場合によっては正当な営業行為に支障を生じるおそれがあること、については消費者との間の全ての契約に適用され、不当契約条項に止まらず契約締結行為全体が差止めの対象（仮処分の対象）となれば、影響が大きい。
- (2) 消費者団体訴訟制度検討委員会報告書では、「これらの規定に該当する契約条項を差止めの対象とすべきである」（第2 2（2））として契約中の特定事項のみ差止めできるような記載であったが、本骨子案では、「…の条項を含む契約の締結の意思表示を行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることができる」とされており、契約締結行為そのものが禁止されるように推測される。
- (3) 「3 訴訟関係」で「仮処分命令の申立てを含む」とされているが、もし仮処分命令が簡単に出示されることとなれば、事実上契約ができず、正当な営業行為に支障が生じるおそれがある。
- (4) 同 では「訴額の算定については財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす」とされており、訴えの提起における手数料との関係では160万円とみなされることから、安易な訴訟提起がなされる懸念がある。

2. 「第2 制度の内容」の「2 適格消費者団体」について（1 ページ～）

【意見】

- (1) 実際の認定者（権限受任者）監督官庁はどこになるのか明確化していただきたい（（1）関連）。

（理由）

仮に複数官庁となれば、適格消費者団体の認定・監督基準の不一致や濫立が懸念される。

(2) 消費者団体について「判決内容等の消費者への情報提供」((2) キ、 ア)の努力義務が記載されているが、他方で、訴訟記録の閲覧謄写等に関しては、一般訴訟と異なる十分な配慮が必要であると考え(具体的には、訴訟記録を謄写できる者の範囲の限定や、訴訟記録閲覧制限申立の要件の緩和等)。

(理由)

判決書はともかく、その他の訴訟記録の閲覧・謄写は、営業秘密や個人のプライバシーに与える影響が大きいことを考慮すべき。

(3)「政党又は政治目的のための利用禁止」を担保する方法を明確化していただきたい((2) ウ関連)。

(4) 適格消費者団体には、財務諸表や寄付金の明細などに加え、訴訟関連費用も含めて開示することとしてはどうか((2) ア関連)。

### 3. 「第2 制度の内容」の「3 訴訟関係」について(3ページ~)

【意見】

(1) 「既判力の範囲」や「同時複数提訴の可否」等、消費者団体訴訟制度検討委員会報告書で一定の不適切な訴えの防止のために検討すべきとされている事項についても明確化していただきたい。

(2) 「事業者に対し書面による事前の請求をし、その書面の到達時から一週間経過後でなければ、差止めの訴え(仮処分命令の申立てを含む。)を提起することができない」という部分について、事前請求の趣旨が不明確であるので明示されたい。

特に「一週間」とする趣旨が不明確であり、事業者側で検討する機会を与えるのであれば一週間では意味がなく、少なくとも2ヶ月程度は必要である。

(3) 仮処分の担保の基準について明確化していただきたい。

また、株主代表訴訟における「担保提供制度」(裁判所による担保提供命令)と類似の制度を設けるべきと考える。

以 上